

2007年7月10日

埼玉県教育委員会
教育長 島村和男 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長代理 竹下里志

「職務遂行能力を十分に発揮できない職員への対応」に係る要求書

標記のいわゆる「職務遂行能力を十分に発揮できない職員」への対応について、知事部局においては「職務遂行能力を十分に発揮できない職員に関する要綱」が定められ、今年度から運用が図られてきています。県教委は、教育局においては「制度が未整備」であり、「結果として、教育局の行政系職員が優遇されている状況」であるとして、学校職員についても併せて、今年度中に制度を策定し次年度より運用を始めるとして検討をすすめています。教育局・県立学校、小中学校における制度は、知事部局の制度とほぼ同様のものになるとされています。

県立学校、市町村立学校における職員は、学校事務、学校管理、学校図書管理、給食業務等々において重要な役割を担い、日々その職務遂行に励んでいます。近年、長時間過密な労働の状況は、教員ばかりでなく行政職員、学校事務、栄養職員も、時間外勤務の増、仕事の過密化がすすんでいます。これによる病気休職者、精神疾患の罹患も生じています。

この制度によれば、「職務に関する能力」「仕事に対する意欲」「勤務態度」などについて何をもって「支障をきたす」と判定するのか、審査会の構成や審査の基準、認定の是非の基準なども不明朗なものとなっています。とりわけ、認定と指導及び研修によって退職勧告ができるとしていることは、職員の身分保障にかかわる重大な問題を含んでいます。

そこで下記のことについて強く要求します。

記

1. 「職務遂行能力を十分に発揮できない職員に関する要綱」は、作成しないこと。
2. 学校職員における「職務遂行能力」とは何か説明すること。
3. 「職務遂行能力を十分に発揮できない」原因をどのように考えるのか説明すること。

4. 「職務遂行能力を十分に発揮」できるよう定数増など教育条件整備を行うこと。